

迷惑駐車はやめましょう



迷惑駐車は、消防車や救急車などの進行を妨げ、緊急車両の災害現場への到着を遅らせてしまいます。

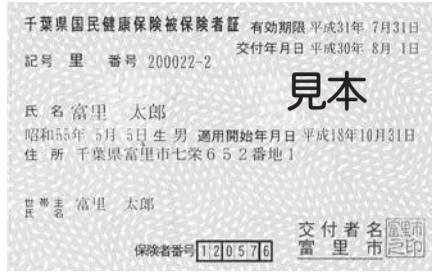
また、消火栓や防火水槽などの消防水利の周辺は、道路交通法で駐車が禁止されています。

一人ひとりがルールと駐車マナーを守りましょう。

☎ 消防署 ☎ (92) 1311

8月1日から

国民健康保険被保険者証が更新されます



☎ 国保年金課 ☎ (93) 4083

現在、使用している保険証が「千葉県国民健康保険被保険者証」に一斉更新されます。

新しい保険証は、7月下旬に郵送します。保険証が届かないときや、内容に誤りがあったときは必ず連絡をしてください。

今回の一斉更新から、大きさと有効期限が異なっていた国民健康保険証と高齢受給者証（70～74歳までの被保険者に交付）を一体化し、カードサイズ1枚になります。

■注意事項

- 国民健康保険税の滞納がある世帯などは「短期保険証」または「資格証明書」を郵送します。
- 70歳以上の被保険者は、新しい保険証に負担割合が記載されます。
- 保険証は7月2日現在のデータで作成しています。7月3日以降に脱退などの手続きした場合は、新たな保険証は使用できませんので注意してください。

後期高齢者医療保険料額

決定通知書を発送します

平成30年度分の後期高齢者医療保険料額決定通知書（保険料納入通知書）を7月13日（金）に発送します。納付方法は通知書を確認のうえ、納期内納付にご協力をお願いします。

☎ 国保年金課 ☎ (93) 4085

■対象

- 75歳以上の
- 65歳以上で一定の障がいがあり、後期高齢者医療制度に加入している人

特別徴収（年金天引き）の人

- 年金の年額が18万円以上の人は原則、年6回特別徴収（年金天引き）になります。
- 4・6・8月分は、仮算定された保険料で特別徴収されますが、10・12・2月分は確定年間保険料額から仮算定分の納付分を差し引いた額を3期に分けて特別徴収します。

普通徴収（個別納付）の人

- 年金の年額が18万円未満の人や、介護保険料と合わせた保険料額が年金額の2分の1を超える人は特別徴収の対象にはなりません。
- 同封の納付書で7月～翌年2月（計8期）まで、期限内に市指定の金融機関などで納付してください。
- ※納付には、口座振替が便利です。

10月から特別徴収（年金天引き）になる人

通知書に添付されている普通徴収納付書で、7・8・9月の3期分を金融機関などで納付します。10・12・2月分は特別徴収になります。

その他

決定通知書で特別徴収の納付案内をした人でも、特別徴収にならない場合があります。特別徴収ができないときは、後日普通徴収の納付書を送付します。

保険料（年額）の算出方法

後期高齢者医療制度では、原則として対象になる被保険者全員が保険料を納付します。保険料は、被保険者均等割額（①）と所得割額（②）の合計になります。

- ①均等割額：41,000円
- ②所得割額：基礎控除後の総所得金額×7・89%

被保険者の所得に応じて負担する保険料で、所得から基礎控除33万円を差し引いた額に所得割率をかけて算出する保険料

保険料の軽減措置

- ▼均等割額の軽減
世帯の総所得金額によって、左表のとおり、均等割分の保険料が軽減されます。
- ▼被用者保険の被扶養者だった人の軽減
健康組合などの被保険者だった人は、保険料の所得割負担がなく、均等割額が5割軽減されます。

軽減種類	世帯（被保険者と世帯主）の総所得金額など	軽減後の均等割額
9割軽減	均等割の8.5割軽減を受ける世帯のうち、被保険者全員の年金収入が80万円以下で、その他各種所得がない世帯	4,100円
8.5割軽減	33万円を超えない世帯	6,150円
5割軽減	33万円+27万5千円×被保険者数の金額を超えない世帯	2万500円
2割軽減	33万円+50万円×被保険者数の金額を超えない世帯	3万2,800円

※年金所得がある人は、総所得金額などから15万円が特別控除されます。

8月1日に一斉更新 簡易書留で後期高齢者医療被保険者証を郵送

7月中旬に、更新される保険者証を郵送します。保険証が届かないときや、内容に誤りがあったときは必ず連絡をしてください。

介護保険料特別徴収額決定通知書・普通徴収納入通知書を発送します

今回の通知は、前年の所得額を基に決定した保険料額と徴収方法（特別徴収・普通徴収）のお知らせです。7月13日（金）に発送しますので通知が届きましたら、内容を確認のうえ納期内納付にご協力をお願いします。

☎ 高齢者福祉課 ☎ (93) 4980

特別徴収（年金天引き）

年金の年額が18万円以上の人は原則、年6回の特別徴収（年金天引き）になります。

前年度特別徴収の人と、今年度の仮徴収（4・6・8月）が特別徴収の人は、本徴収（10・12・2月）分も年金から特別徴収されます。

また、今年2月までに65歳になった人や市に転入した人で、現在普通徴収の人は10月から特別徴収になります。

■保険料額の平準化

特別徴収額決定通知書で、4・6月と8月の保険料額が異なる人は、平準化のため天引き額が変更になっています。

▼平準化とは？

仮徴収額と本徴収額とで1回の納付額に大きな差が生じると、特別徴収後の年金額が年度の前半（4・6・8月）と後半（10・12・2月）で変わってしまいます。

このため、8月で増額・減額調整を行い、年間6回に分けて特別徴収される介護保険料をできるだけ均一にするものです。

■特別徴収の確定保険料

特別徴収の介護保険料は、年金振込通知書ではなく、市

の介護保険料額決定通知書に記載されている額が今年度の確定保険料になります。

普通徴収（個別納付）

特別徴収の対象にならない人は普通徴収（個別納付）になります。

送付された納入通知書により、市指定の金融機関窓口などで納付してください。

※納付には口座振替が便利です。

その他

- 次の人は保険料が変更になりますので、後日、保険料額変更通知書を送付します。
- 被保険者の世帯で、期日より遅れて確定申告した人がいるとき
- 年度の途中で他市町村へ転出したとき など

※介護保険料は、サービス利用の有無にかかわらず、40歳以上の人は全員が納めなければならぬものです。

介護が必要になったときに安心してサービスを利用できる介護保険制度にご協力をお願いいたします。

※介護保険料を滞納するときは、介護保険サービスを利用したときの費用が全額自己負担になります。